

海外進出・海外展開：

アメリカ国防権限法（NDAA）の改正案で特定企業による米国での特許訴訟を阻止する法案が提出される企業の海外進出・海外展開に与える影響とは

弁護士法人
ファースト&タンデムスプリント法律事務所 

本資料の内容は、2019年10月現在の法令・情報等に基づいています。
本件については、追って最新の情報を公開する予定です。

1. はじめに
2. ファーウェイの特許
3. 国防権限法の改正案
4. 日本企業への影響



1. はじめに

- 次世代通信規格5Gをめぐる**アメリカと中国の対立**

アメリカ政府は中国企業のファーウェイ（5G技術の中核）が開発している通信機器は安全保障上の問題があると指摘

- 政府主体でその排除を進める
- ヨーロッパ諸国や日本に対しても同調を訴える

- ファーウェイ排除の姿勢に中国は反発、対立は深まる一方**

中国側

- 米国製品に対する追加報復関税

アメリカ側

- 対中関税の新たな引き上げ
- 米企業に対し中国からの事業撤退を要求

2. ファーウェイの特許

中国では「5Gインフラ投資」に国を挙げて取り組んでいる

- 5G分野の技術特許出願数
 - 中国企業が**34%**（内ファーウェイだけで約**15%**）
 - 米国企業は**14%**
- 5G技術ではファーウェイを中心に中国が世界で一步先を行く状況
- 特許に対する**高額ライセンス料の請求**が問題に
 - 例) ファーウェイはアメリカの大手通信企業ベライゾンに対し
230件を超える特許に関連し10億ドル以上のライセンス料支払いを要求

2. ファーウェイの特許

ファーウェイによる大型訴訟はアメリカ・中国の政治的問題に起因するものだと反発が生じている

- 訴訟を起こされたベライゾン側

「今回の問題は我社だけにとどまらない。

ファーウェイを巡る様々な問題は国家的・国際的な関心と呼ぶものである」

- アメリカ共和党のマルコ・ルビオ上院議員

「訴訟というコストの大きい場に持ち込むことで、根拠のない特許権主張によって、アメリカに報復しようというファーウェイ側の企みだ」

2. ファーウェイの特許

アメリカ商務省はエンティティー・リストに ファーウェイを追加することを発表（2018年5月15日）

エンティティー・リスト（Entity List : EL）とは
米国の安全保障・外交政策上の利益に反する顧客等のリスト

- 米国にとって貿易を行うには好ましくない相手と判断された
米国外の個人・団体などが登録される
- 米国が制裁を科してきた中東諸国などの企業をはじめ
通信や半導体などを手がける中国企業も多く掲載されている
- EL記載企業に対しては、商務省の許可がない限り米国の物品や
ソフトウェア、生産・開発に必要な技術を輸出することが禁止される
- ELリストへの掲載は米国製品に関する事実上の禁輸措置

3. 国防権限法（NDAA）の改正案

国防権限法（National Defense Authorization Act : NDAA）

- 米国では、毎年、国防予算の承認の際に、様々な条件が付加されたNDAAの改正法案が提出、承認される
- 2018年8月には、次年度の国防予算として79兆円を認可する「**2019会計年度国防権限法（NDAA2019）**」が成立

➤ 米政府機関がファーウェイなど中国企業5社の製品やサービスを使用してはならないことが明記される

➤ 修正案としてELに登録された企業に対して
アメリカ国内法による救済措置を求めることを禁止する内容を提案



特許侵害での提訴など、アメリカ国内で訴訟を起こすことが不可能に

6. 海外進出・海外展開への影響

- 修正提案の中で特許を巡る訴訟が禁止される対象は、ELに追加された企業
- 現在、**中国企業では5社がELに記載されている**
ファーウェイ、ZTE、Hytera Communications、Hangzhou Hikvision、Dahua Technology
- 今回は、ファーウェイを狙い撃ちにしたものだというのが一般的な認識
- 今後他国に圧力をかけるための手段としてEL利用する恐れ

**対象となった企業は米国内で特許権侵害に対する救済措置を求められず
特許権を無制限に侵害される恐れが生じる**

- 国家対立の中で安全保障を知的財産権の保護より優先する流れには注意

**日米関係の行く末によっては
アメリカでビジネスを展開する日本企業にとっても
無視できないビジネス上のリスクになる可能性**

ご清聴ありがとうございました

本資料の内容は、2019年10月現在の法令・情報等に基づいています。
本件については、追って最新の情報を公開する予定です。



弁護士法人
ファースト&タンデムスプリント
法律事務所

本資料の内容は一般的な情報提供を目的とするものであり、法的解釈や具体的な事案への適用について助言をするものではありません。
具体的な事案については別途専門家にご相談ください。
無断転載・転用を禁じます。